

議案第 4 2 号

市道路線の認定，廃止及び変更について

市道路線を次のように認定し，廃止し，及び変更したいので，道路法（昭和 27 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により，市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

1 認定する路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
東酒屋藤根原線	三次市東酒屋町字敦盛 1 0 4 3 8 番地先 三次市下志和地町 1 9 0 2 番 3 地先	三次ピ オーネ 生産組 合共同 選果場
上布野香淀線	三次市布野町上布野字川西 1 0 6 4 番 1 地先 三次市作木町香淀字下郷 2 6 3 番 1 地先	
作木大和線	三次市作木町森山西字宮ノ谷 5 3 6 番 1 地先 三次市作木町伊賀和志字馬埤 1 0 1 9 7 番 2 地 先	
酒河 1 6 0 号線	三次市西酒屋町 7 2 6 番 8 地先 三次市十日市町字高平 1 0 1 4 4 番 2 地先	

八次 2 2 8 号線	三次市畠敷町 1 7 7 8 番 4 地先 三次市畠敷町 1 7 7 9 番 1 6 地先	
下作木 1 9 4 号線	三次市作木町香淀字熊見 1 0 0 0 1 番 8 2 地先 三次市作木町香淀字熊見 1 0 0 0 1 番 2 7 1 地先	

2 廃止する路線

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
酒河 1 5 1 号線	三次市東酒屋町 9 2 3 番地先 三次市東酒屋町 9 1 7 番 2 地先	
櫃田 1 0 2 号線	三次市君田町櫃田字田和瀬乙 1 5 2 番地先 三次市君田町櫃田字マナ所山 1 5 4 番 3 地先	

3 変更する路線

路線名	新旧	起 点 終 点	重要な 経過地
板屋線	新	三次市甲奴町西野字市場 4 9 7 番 1 地先 三次市甲奴町本郷字大仙山 1 1 7 9 4 番 1 地先	
	旧	三次市甲奴町西野字市場 4 9 7 番 1 地先 三次市甲奴町本郷字大仙下夕 2 7 5 0 番地先	
春木線	新	三次市下志和地町字後山 1 1 1 7 8 番 2 地先 三次市下志和地町 1 6 8 3 番 2 地先	
	旧	三次市下志和地町字後山 1 1 7 1 番 1 地先 三次市下志和地町 1 6 8 3 番 2 地先	
酒河 3 8 号線	新	三次市東酒屋町 5 5 7 番 2 地先 三次市東酒屋町 2 0 4 3 番 4 地先	
	旧	三次市東酒屋町 5 5 7 番 2 地先 三次市東酒屋町字鷹鉢 1 0 9 番 7 地先	
酒河 2 6 号線	新	三次市東酒屋町 9 1 4 番 2 地先 三次市東酒屋町字天狗松 5 3 7 番地先	

	旧	三次市東酒屋町字敦盛 4 3 9 番 1 地先 三次市東酒屋町字天狗松 5 3 7 番地先	
二本谷線	新	三次市君田町櫃田字中野原 4 6 7 番 3 地先	
		三次市君田町櫃田字田和瀬 3 8 2 番 3 地先	
	旧	三次市君田町櫃田字中野原 4 6 7 番 3 地先	
		三次市君田町櫃田字田和瀬乙 1 5 2 番地先	